



## 平成19年 税制改正(一部)

平成19年の税制改正が行われました。今回は特に中小企業経営に影響が出る事項について取上げてみました。ご参考になれば幸いです。

### 減価償却制度の抜本的見直し

#### ①償却可能限度額と残存価額の廃止

平成19年4月1日以後取得をする減価償却資産については、償却可能限度額(取得価額の95%)及び残存価額を廃止し、耐用年数経過時点で1円(備忘価額)まで償却できることとなります。

定率法を採用する際の償却率は、定額法の償却率(1÷耐用年数)を2.5倍(250%)した数とし、特定事業年度以降は残存年数(耐用年数-経過年数)による均等償却に切替えて1円まで償却できることになりました。

例：取得価額200万円の普通自動車・耐用年数6年

1) 定額法

$$200 \text{ 万円} \times 0.166 = 332,000 \rightarrow \text{毎年}$$

2) 定率法

$$200 \text{ 万円} \times 0.166 \times 2.5 = 830,000$$

$$2 \text{ 年目 } (200 \text{ 万円} - 830,000) \times 0.166 \times 2.5 = 485,550$$



一定の金額を下回ると定額法に切替えて償却



耐用年数から経過年数を控除した期間内に、  
そのときの帳簿価額を均等償却すると仮定して計算した金額



耐用年数ごとに一定割合が定められる

#### ②平成19年3月31日以前取得の減価償却資産の扱い

平成19年3月31日以前に取得をした減価償却資産については、償却可能限度額(取得価額の95%)まで償却した事業年度の翌事業年度以後五年間で1円まで均等償却できることになりました。